の申立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、「橋梁補修工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,200点以上であること。）であること。ただし、令和３・４年度工事競争参加資格における当該資格を開札（入札執行）時において有していることを条件とする。

② 特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合

「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく平成31・32年度競争参加資格における「橋梁補修工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,100点以上である者（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、「橋梁補修工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,100点以上であること。）の２者又は３者で構成された特定建設工事共同企業体であること。ただし、令和３・４年度工事競争参加資格における当該資格を開札（入札執行）時において有していることを条件とする。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがされている者（いずれも上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。特定建設工事共同企業体を構成する場合、構成員の全部又は一部において前記の申立てがされている者でないこと。

⑷ 施工実績　平成17年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された次の工事の施工実績を有すること。

① 単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者

求める実績は、次の両方に該当すること。

求める実績１　橋面積7,000㎡以上の橋梁床版※の新設又は取替を行った工事

※橋梁床版は、現場打ち床版、プレキャスト床版を問わない。

なお、鋼床版は除く。以下同じ。

求める実績２　鋼橋の上部工の架設を行った工事

ただし、求める実績２は、特定建設工事企業体（甲型）の場合、構成員のうちのいずれかの者が有していれば良いものとする。

② 特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外

求める実績　橋梁上部工を架設した工事※

※橋梁の種別は問わない。

・求める実績１、求める実績２に対して提出できる施工実績は各々１件とするが、同一工事で各々の施工実績を有する必要はない。

・施工実績が、中日本高速道路株式会社が発注し、しゅん功した工事（旧日本道路公団（以下「旧JH」という。）が発注し、平成17年度以降にしゅん功した工事を含む。）である場合にあっては、工事成績評定通知書により通知された評定点が65点未満のものを除く。

・施工実績が、中日本高速道路株式会社を除く公共工事発注機関※が発注し、しゅん功した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。

※公共工事発注機関とは、国、地方公共団体又は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）第２条第１項に定める法人をいう。以下同じ。

・特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ実績として認める。この場合、協定書の写しを技術資料に併せて提出すること。

⑸ 配置予定の技術者等

① 常駐で配置する現場代理人及び専任で配置する主任（監理）技術者については、次に掲げる基準を満たす者とする。

なお、専任を要する期間は、工事現場が稼働している期間（準備工事を含む。）とする。

１）現場代理人、主任（監理）技術者が、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

２）技術資料の提出時に監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

３）技術資料の提出時に主任（監理）技術者は、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有する者であること。

４）主任（監理）技術者は、元請としてしゅん功した次に掲げる工事経験を有すること。なお、主任（監理）技術者が工事経験を満足しない場合は、工事経験を満足する者を現場代理人として配置しなければならない。また、求める経験に対して提出できる工事経験は１名につき各々１件とする。（特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。ただし、現場代理人としての実績においては、この限りではない。）

５）複数の主任（監理）技術者を配置する場合で、製作工に係る工事の経験を有する主任（監理）技術者は、製作工が稼動している期間工場に配置するものとし、架設工及び溶接工に係る工事の経験を有する技術者は、工事現場が稼動している期間現場に配置するものとする。

求める経験　橋梁上部工を架設した工事

② 設計管理技術者及び照査技術者に関する事項　次に揚げる基準を満たす設計管理技術者及び照査技術者を当該業務に配置できること。

設計管理技術者　設計管理技術者は、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、下記のいずれかの要件に該当する者で、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

１）技術士［建設部門「鋼構造及びコンクリート」］の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する者

２）技術士［総合技術監理部門「建設-鋼構造及びコンクリート」］の資格保有者

３）ＲＣＣＭ［鋼構造及びコンクリート部門］の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する者

照査技術者　照査技術者は、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、下記のいずれかの要件に該当する者で、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

１）技術士［建設部門「鋼構造及びコンクリート」］の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する者

２）技術士［総合技術監理部門「建設-鋼構造及びコンクリート」］の資格保有者

３）ＲＣＣＭ［鋼構造及びコンクリート部門］の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する者